

「山梨県施設野菜及び花き経営強化支援事業費補助金」のご案内

生産コスト削減や生産性向上に取り組む施設野菜及び花き生産者の取り組みを支援します。

事業要件

次の要件をすべて満たすこと

- ①山梨県内に居住または県内に事業所の本社を置き、化石燃料を使用して施設野菜及び花き生産を営む生産者及び法人であること
- ②今後5年以上対象ハウスで野菜及び花き生産を続ける者（農事組合法人及び農地所有適格法人を含む）
- ③令和9年1月31日までに資材・機器の設置及び支払いを完了する事業であること

事業内容

※国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用

農業用資材等の物価高騰に対応できる生産基盤の強化及び経営強化を推進するため、県が指定する生産コスト削減及び生産性向上に資する資材・機器の**新規導入**（設置に不可欠な工事を含む）、**高度化**に要する経費を助成

補助対象機器

補助事業	補助対象資材及び機器
生産コスト削減及び生産性向上資材・機器導入	<ul style="list-style-type: none">① 外張被覆資材② 内張カーテン③ 遮熱被覆資材(外張、内張)④ 細霧(ミスト)装置⑤ LED 補光装置(施設花きのみ)

※ ①は高度化(機能強化)、②・③は新規導入若しくは高度化、④・⑤は新規導入を対象

※令和4年度「施設園芸等経営強化支援事業」で①～③を設置または高度化したハウスは補助対象外。ただし、令和4年度事業で導入した資材・機器以外の資材・機器を新設または高度化する場合は補助対象。

外張被覆



内張カーテン



細霧(ミスト)装置



遮熱被覆資材(外張、内張)



LED 補光装置(花きのみ)



補助対象経費

○補助対象経費	×補助対象外経費
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 資材・機器代 ✓ 付帯設備・資材代 ✓ 設置工事費(電気工事含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費税、地方消費税 ・中古品およびリース・レンタル品 ・キュービクル(受電設備) ・付帯資材・設備のうち消耗品にあたるもの ・諸経費(内訳が不明瞭なもの) ・設置工事以外の経費(撤去費、処分費、通信費、光熱水費、旅費、保険代等) ・自らまたは他の農業者に依頼して実施する設置工事費 <p style="text-align: center;">※ その他、不明なものはお問い合わせください</p>

補助率

2/3以内(補助上限250万円、補助下限10万円)

※国の補助事業等により整備した施設内に本事業を活用して機器を導入する場合、必ず補助事業の規定に基づき、必要な手続きを行ってください。

募集期間・提出先

■期 間: 令和8年4月13日(月)～5月15日(金)

■提出先: お住まいの地域を所管する各農務事務所地域農政課

(注意)

- ・すべての書類が整った時点が申請の受理となります。申請を受理した順に審査を行います。書類の提出順ではありません。
- ・予算額を上回る申請があった場合、令和4～7年度に実施した「施設園芸等経営強化支援事業」を活用していない者を優先的に採択した上で、予算の範囲内で審査を完了した順に採択をします。

問い合わせ先 (休日・祝日を除く 平日9時00分～17時00分)

■事業全体に関すること

山梨県農政部果樹・6次産業振興課 野菜・6次産業化担当(電話055-223-1600)

食糧花き水産課 食糧花き担当(電話055-223-1610) 令和8年3月31日まで

■申請書類に関すること

組織名	電話番号	担当市町村
中北農務事務所 地域農政課	0551(23)3079	北杜市、韮崎市、甲斐市、甲府市、南アルプス市、中央市、昭和町
峡東農務事務所 地域農政課	0553(20)2829	甲州市、山梨市、笛吹市
峡南農務事務所 地域農政課	055(240)4114	市川三郷町、富士川町、身延町、早川町、南部町
富士・東部農務事務所 地域農政課	0554(45)7826	大月市、都留市、上野原市、富士吉田市、富士河口湖町、西桂町、丹波山村、小菅村、道志村、忍野村、山中湖村、鳴沢村